

一般社団法人日本ヒューマンスキル教育推進協会 会員規約

この規約(以下「本規約」)は、一般社団法人日本ヒューマンスキル教育推進協会(以下「当協会」)と、当協会の賛助会員および正会員(以下総称「会員」)との間に適用される。

当協会の会員に入会申し込みをした時点で、本規約に同意したとみなす。

第1章 総則

第1条(活動目的等)

1. 当協会は、様々な社会問題の予防と改善のため人として大切なこと、人間性教育やヒューマンスキル教育の推進活動を行うことを目的とする。
2. 前項の活動目的を達成するために、当協会は個人、法人および団体を対象として、会員を募る。
3. 当協会の活動、目的に賛同する個人または法人が申請を行った場合、当協会の賛助会員となることができる。また、当協会認定の、インストラクターや人材育成担当者が属する法人が当協会所定の方法により申請を行った場合、当協会の正会員となることができる。

第2条(規約の変更、追加の連絡)

1. 当協会が必要と判断した場合、会員の承諾を得ずに本規約を変更、追加する場合がある。
2. 当協会は、規約を変更または追加した旨とその内容を、当協会の公式ホームページに記載する。
3. ホームページへの記載が完了した時点をもって、新しい規約が有効となることとする。
4. 変更後の規約に同意できない場合、会員は当協会所定の方法により退会の申込を行うことができる。

第3条(提携事業)

1. 当協会は平成18年よりヒューマンスキル教育を行ってきた日本心理教育コンサルティングの教育プログラム・方法論を活用し設立された法人である。
2. 資格認定のために行うセミナーを日本心理コンサルティング(以下「提携事業」)へ委託する場合がある。
3. この場合、セミナーで使用する資料ならびに技術の著作権は提携事業が保有するものとする。

第2章 会員制度

第4条(会員の種類)

1. 賛助会員とは、次にあげる条件を満たす個人または法人をいう。
当協会の活動内容、目的に賛同し支援する意思がある個人または法人
2. 正会員とは、次の各号にあげる条件のいずれかを満たす個人または法人をいう。
 - (1)当協会認定のインストラクター資格を保有し、当協会の活動内容、目的に賛同し教育活動を行う個人
 - (2)当協会が主催する人材育成講座を受講し指導者資格を保有する担当者の属する法人かつ、当協会の活動内容、目的に賛同し当協会または提携事業が提供した資料ならびに教育技術を使用する法人

第5条(会員の権利)

1. 賛助会員となることで得られる権利は、次の各号にあげるものとする。

- (1)当協会主催のオープンセミナーを法人会員は一口につき年間10名、個人会員は年間2回無料で利用する権利。
(法人会員は出張型の集合研修1回分としても置き換え可)
- (2)当協会におけるセミナー・研修・講演の際に会員(個人・法人)の製品パンフレット・サービス広告・試供品などを受講生に配布する権利(一部審査有)。
- (3)当協会におけるセミナー・研修・講演テキストに会員の名称・URL・製品QRコードなどを掲載する権利。
- (4)当協会webサイトに会員の名称・URLなどを教育・受講料支援企業として掲載する権利。
- (5)会費の一部・または全額を当協会におけるセミナーの受講料支援制度に割り当てる権利。

2. 正会員になることで得る権利は、次の各号にあげるものとする。

- (1)個人の場合、当協会により認定されたインストラクターの名称、教材、教育プログラムを使用し、教育・事業活動を行う権利
- (2)法人の場合、当協会あるいは提携事業により得た資料、教育技術等を使用し職場における人材育成を行う権利
- (3)当協会主催のアフターサポート講習を受講する権利
- (4)当協会あるいは提携事業が行うセミナーを正会員価格で受講する権利
- (5)当協会主催の会員同士の交流会に参加する権利

第6条(入会)

次の各号にあげる条件を入会申込者(以下「申込者」)が全て満たした場合、当協会は入会申込の審査を行う。
当協会と申込者間で契約が成立した場合、申込者は会員として認められるものとする。

- (1)第4条にあげた会員の条件のうち、正会員はいずれか、賛助会員は全てを満たしていること
- (2)当協会所定の入会申込書から入会申込を行っていること
- (3)当協会所定の方法により入会金ならびに年会費を支払い済みであること

第7条(入会の不承認)

次の各号にあげる条件のうちいずれかに該当する場合、会員の入会申込があつた場合でも承認を行わない場合がある。

- (1)申込者が入会申込書に記載した内容に不備、偽りがあつた場合
- (2)人間性教育・ヒューマンスキル教育推進の支援者・支援企業として相応しくない商品・サービスを扱っていると判断された場合
- (2)その他、当協会が不適切と判断した場合

第8条(会費)

申込者は、当協会所定の方法により入会金および年会費を当協会宛に支払うものとする。

会員の種類、個人、法人により会費の金額が異なる。所定のページに記載してあるので参照のこと。

第9条(会員資格の有効期間)

1. 会員資格の保有権利(以下「会員資格」)は、当協会が入会申込書を受け取った後、指定の金額の入会金および年会費が支払われたことを確認した時点より有効となる。
2. 当協会は、会員資格が発生した旨を所定の方法により会員に連絡する。
3. 会員資格の有効期間は、会員資格が発生した日から1年後の同日までとする。

第10条(会員情報の変更)

1. 会員は、入会申込書に記載した情報に変更が生じた場合、速やかに当協会のホームページ内の問い合わせフォームまたはFAX等より変更の旨を伝え、情報を更新すること。
2. 会員の都合により情報の変更の連絡が遅れたことによる不都合の責任は、当協会は負わないものとする。

第11条(退会)

1. 会員が退会を希望する場合は、当協会指定の方法で申し出ることにより、いつでも自由に退会することができる。
2. 所定の方法の申し出により退会した場合、有効期間終了をもって会員時に所有していた全ての権利が破棄される。
3. 入会時に支払われた会費の払い戻しは当協会に過失がない限り行わないものとする。

第12条(会員資格の停止、解除)

次の各号にあげる条件のいずれかに会員が該当する場合、当協会の判断で会員の資格を停止、解除できるものとする。この場合、第9条の会員資格の有効期間内であっても直ちに会員時に所有していた権利を失うものとする。

- (1)暴力、犯罪にかかわる場合
- (2)当協会、他の会員、提携事業の名誉を傷つける行為がなされた場合
- (3)当協会、他の会員、提携事業の著作権やプライバシーを侵害する行為がなされた場合
- (4)入会申込書の内容に虚偽の記載があったと発覚した場合
- (5)その他、当協会が不適合と判断した場合

第13条(会員資格の喪失)

次の各号にあげる条件のいずれかに該当する場合、会員は資格を喪失するものとする。

- (1)会員から退会の申込があった場合
- (2)退会の申し出がなく、次期の年会費が会費により期日までに支払われなかった場合
- (3)会員が死亡した場合
- (4)会員として登録している法人または団体が消滅した場合
- (5)当協会が消滅した場合
- (6)会費が本規約に違反した場合

第14条(会員資格喪失に伴う権利喪失)

会員は、第13条(1)から(6)の理由により会員資格を喪失した場合、会員資格の有効期間内であっても次の各号にあげる権利を直ちに失うものとする。

- (1)賛助会員 第5条1項(1)～(5)の権利
- (2)正会員 第5条1項(1)～(5)の権利

第15条(会員資格喪失後の債務)

会員は、第13条により会員資格を喪失した後も、当協会に債務がある場合には、速やかに精算を行う義務がある。

第16条(会費の返金)

会員の意思により支払われた会費は、当協会に過失がない限り払い戻しを行わないものとする。

第3章 禁止行為

第17条(名称の無断使用)

会員は、無断で当協会の名称を使用し、宣伝や営利活動を行わないこととする。

第4章 知的財産権

第18条(権利の帰属)

当協会あるいは提携事業によるセミナーや講習等で提供される資料、技術等の著作、商標等の権利は、当協会または提携事業に帰属する。

第19条(権利の扱い)

会員は、当協会あるいは提携事業によるセミナーや講習等で得た資料、技術等を、当協会および提携事業の指導の範囲を超えて無断で営利活動に使用してはならないこととする。

第5章 個人情報の管理

第20条(個人情報)

個人情報とは、会員の氏名、法人名、性別、生年月日、年齢、電話番号、メールアドレス、住所等をいう。

第21条(個人情報の取扱)

1. 当協会は、当協会が別途定める「個人情報の取扱」に従い、会員の個人情報を適切に扱う。
2. 会員は、第三者へ個人情報を安易に開示しないようプライバシーの保護に努めること。

第6章 免債事項

第22条(当協会の責任の範囲)

次の各号にあげる事由により、当協会と会員間で不具合が生じた場合も、当協会は責任を負わないものとする。

- (1)天災、自然現象、通信回線のトラブルによる情報伝達の遅れ、サービスの停止等が生じた場合
- (2)当協会または提携事業が提供する資料、技術等を指導の範囲を超えて、会員が自らの判断により使用、改変し被害を被った場合
- (3)第12条、13条により会員資格を喪失したことにより損害が生じた場合

第7章 損害賠償

第23条(損害賠償に関わる責任)

当協会と会員、提携事業または第三者間で生じた損害の責任は次の各号にあげるとおりとする。

- (1)会員が当協会に対し何らかの損害を与えた場合には、会員は損害の支払いの責を負うものとする。
- (2)会員と第三者の間でトラブルが生じた場合、当協会は責任を負わないものとする。
- (3)当協会に重大な過失あり、会員に対し責任を負う場合は、該当する会員の年会費1回分を上限とする。

第8章 附則

第24条(訴訟管轄)

当協会と会員の間で訴訟が生じた場合は、横浜地方裁判所を管轄裁判所とする。

第25条(会員資格喪失後の規約の有効範囲)

会員は、会員の資格を喪失した後も永続的に、当規約の第14条から第24条の内容の効力を受けるものとする。

第26条(準拠法)

本規約は、全て日本法が適用されるものとする。

第27条(規約の追加)

本規約に定めのない事項については、当協会の判断により順次追加を行う。

本規約は2016年4月15日より施行される。

2019年3月1日改定